

次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」

期間：令和3年4月1日～令和6年3月31日までの3年間

内容

【目標1】

計画期間内に男性育児休業の取得を推進する

〈 対策 〉

1. 育児休業を取得しやすい環境づくりのため、男性を対象とした研修会を行う。
2. 仕事と育児の両立支援に関するパンフレットを周知し、従業員の意識改革を図る。

【目標2】

ワークライフバランスを実現するための労働条件の整備を行う

〈 対策 〉

1. 年次有給休暇取得を促進する。
年次有給休暇の平均取得日数を確認する。
年次有給休暇取得日を設定し、計画的に取得させる。
実績を毎年度捉え、目標に届かない場合は再度対策を講じる。

【目標3】

地域の若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供

〈 対策 〉

1. インターンシップ受け入れを推進
学生の工場見学及び就業体験の受け入れを積極的に行う。